

市総務局給与課担当係長以下、市労組連執行委員長以下の事務折衝

令和5年11月2日（木曜日）大阪市労働組合総連合（市労組連）との交渉の議事録①

(市)

事務折衝ということでよろしくお願ひする。いただいている内容として、今回、こちらまで本給の方で給料表や再任用の話をまずさせていただき、メンバー入れ替えて、手当、非正規の担当の方で会計年度任用職員のところ中心にお話しいただき、最後にまた人事課も含めて評価の部分のお話をさせていただくというような流れでよいか。

(組合)

はい。

(市)

まず給与課本給部分のところで対応させていただく。基本的にはすべてこちらからお示しするものはもうお示ししているという状況になっており、この間の事務折衝のところでも、再任用職員の部分や給料表の引き上げについても人事委員会勧告どおりということをお伝えさせていただいて、そうではなくて、すべての職員について等しく引き上げることというお話をいただいているところである。繰り返しになるが、再任用職員の部分についても、我々としてもやはりこの間申し上げているとおりだが、人事委員会の方においても、民間、国、本市職員についても調査をした上での勧告であるので、その内容というものは重要視する必要があると考えている。今後については、国等でも少し動きがあるような記載もあるので、そういったところも見ながら検討はしていきたいと思っているが、今年度に関しては、特段、前回から何か変更というか、見直しをご提示できるものはないということになっている。

(組合)

分かった。今、最後におっしゃった府の方で何か検討事項がある。

(市)

国。

(組合)

どんな事項が。

(市)

また国の勧告等を見ていただけたらと思うが、今年度の国の方で、ちょっと詳細な中身が分からぬので、今どうこうというわけではないが、今年度、国の公務員人事管理に関する報告というものが出ており、そちらの中で、詳細はまたご覧いただけたらと思うが、17ページ辺りのところで、定年前再任用短時間勤務職員等の給与というところで、こういったところで手当の支給等に関して、その支給範囲の部分について触れられたりしているので、具体的にこういったものが何を想定しているのかというのは定かではないが、来年度なのか、もう少し先なのかというのも、そこも含めて分からぬが、一定、この国の方で検討されている状況もあるので、そういったところを注視しながら我々も見ていきたいと思っている。

(組合)

これから検討されるということだが、基本的には出すべき手当はきちんと出していただきたいと思う。それではこちらの方からだが、前回も言ったが、中高年層の引き上げが、一番上の所でも1,500円程度というところでは、この物価高騰の折、非常にモチベーションがもたないというところで、労働基本権が制約されているとおり、すべての職員には最低、その人事委員会勧告の引き上げ率を引き上げるべきだと。その上で、若年層に上乗せするべきだというところである。人事委員会勧告を尊重するとおっしゃるならば、すべての職員に与えるべきであって、上乗せするというなら、そこに財源、大阪市は、口では財源不足をおっしゃるが、大阪市の財政は非常に優良なことは明白なわけであり、昨日も万博の今、話題になっている建設費の負担分も出すということで早々に了解しているわけで、そういったことには出しつつ、この物価高騰やコロナやなんやかんやで苦労している職員に対してこういう扱いでは非常に不満というふうに思うので、もう一度検討していただきたいと思う。最高号給に滞留する職員、ここ数年ずっと言わせていただいているが、それこそ働く意欲を上げるためにも号給を、せめて給与構造改革の前まで、水準まで戻すべきだということで、ちなみに今、高卒、大卒で2級から3級への試験があるのであれば、そこへ試験を受けないで、または試験を落ち続けたという想定した場合、高卒、大卒の人たちが、この2級の最高号給に到達するのに何年で到達するのか、ぜひとも教えていただきたいと思う。ストレートで3級に行ったとして、その後4級に行かなかつたとして、この3級の最高号給に何年、何歳でその上限に到達するのか、ぜひとも教えていただきたいと思う。次に保育士給料表と幼稚園教員の給料表について、これもずっと去年から言い続けているが、ケア労働者の支援措置が行われているわけで、それを一向にせずに、この人事委員会勧告だけで済ますのは非常に問題だというふうに思っている。きちんと、このケア労働者の支援措置するために、公務のところにも該当するということであったし、そのための交付税措置もされていたはずなので、それを一体何に使ったのか、明らかにしていただきたいと思う。きちんとケア労働者の支援措置分を含めた、何らかの対応をしていただきたい。格付を上げるとか、対応していただきたいと思う。それとこの幼稚園教員、教員の長時間労働の問題、わずかな4%分の上乗せだけで、残業代を出さないというふうな給特法のもと、本当にひどい状況に置かれてい

るというところでは、この低すぎる幼稚園教員の給料表を、せめて小中学校の給料表に戻すべきだし、その小学校、中学校の給料表自身も改善させるべきだというふうに思う。そうでないと、この教員の空きの問題。足りなさ過ぎて子どもたちの教育権が侵害されているという問題は、早急に解決しないといけない問題だと考えるので、そのへんのところ、教育委員会だけに任せのではなく、大阪市としても一緒に取り組んでいくべきだというふうに思う。あと保育士の方でも人材確保、本当に欠員が通年であって、3人欠員が出ているという保育所まで出てきているというところでは、子どもたちの命が脅かされていると言つてもおかしくない。今日もニュースで出していたが、どこかの村の保育所で保育士が不適切な保育をしたということで町長が謝っていたが、そこにいく原因、その保育士がやったことについては許されるべきものではないが、そこにいく要因の一つとして、この人手不足、保育士不足があるのも否めないので、そういった保育士の欠員を早急に解決できるための措置をしていただきたい。ここずっと数年言い続けているが、全然、まったく努力していないとは言わないが、今年も10月に採用試験をやるとか聞いているし、まったく努力していないとは言わないが、現実問題、欠員が出続けているわけで、その原因がどこにあるのかをどう考えているのか教えていただきたいと思う。幼稚園教員、保育士の給料表、我々としてはそこがあまりにも低すぎる。保育士、幼稚園教員の評価があまりにも低すぎるというところに問題があつて、それに伴つて処遇も低すぎるというのが大きな原因だと思うので、そのところを教えていただきたいと思う。一時金についても、前回のところで支給月数出されたが、我々としてはこのプラスアルファも要求しているわけで、本給のところでもしできないのであれば、この物価高騰に対するところで全職員に報いる生活改善につながる措置を、ぜひとも今年についてはしていただきたい、考えていただきたいと思う。とりあえず本給のところではそれだけで、他。

今、書記長が言ったが、保育士の、やっぱり幼稚園教員よりも低い。ちゃんと専門職で国家試験を受けたり、短大とか大学出て資格を持って、ちゃんと専門職として働いているのに、この給料では安すぎるというのと、やっぱりこの間、主任とかできたのだが、そのときに3級でその主任クラスになった人が3級に残り、主任とかそういう役がない人は下がつてゐる。2級に。そこがやっぱりおかしい。現場としては、その3級の仕事をきちんと他の人もやっていて、主任という仕事を増やしたら、そこはそこの上に上げるべきだと。そこをその3級のところにいた人を2級に下げるというところで、最後の退職前とかそういうときに、そこに3級から2級に落ちた後も退職金とかいろんなところに本当にガッと差がつく。やっぱりそこというのは、モチベーションも下がるし、ちゃんとそのために仕事を増やしたらその分だけ給料を上げるべきだと思う。所長の仕事もすごくやっぱり、いち保育所とかを任せているにもかかわらず、すべての責任は所長にということで、すごく大きな重責を担つておる所長の給料も安すぎる。だからそこらへんで言つたら、もうすべてにおいて、保育士の給料表自身も仕事に見合つていないというか、本当に保育士が集まらない原因を聞かせてほしい。本当にこの2、3年ずっと、4月1日で、今回、本務の職員は欠員なかつたと。い

や、本務の職員がなかつたらいいのではないという話で、そのときに欠員が出ていたのは会計年度だった。会計年度の職員が入らなくて、欠員のまま。4月1日。スタートするときに職員が足りないということはどういうことだと。

(市)

それはこども青少年局との要員交渉とかで言っていたいっている。

(組合)

うん。言っている。

(市)

そっちだと思う。やっぱり主張するべきところって、やっぱり要員であれば要員のところに言わないと。

(組合)

要員だが、欠員になる原因がこの給料表にある。

(市)

会計年度。

(組合)

会計年度もそうだし。

(市)

会計年度は欠員。

(組合)

会計年度もそうだが、本務の給料表もそこも原因がある。だから保育士が他の市に行ったりとかして、大阪市を辞めていく人が多いというのは、そういうふうに思っている。だからそこを本当にそうだというふうに思っているのか、いやいや、欠員があるのはこういうところに原因があると思っていると、どういうふうに考えられているか教えていただきたい。

(市)

会計年度の欠員について、我々が要因はこうだというのを申し上げる立場にはないと思っている。会計年度に欠員が出ているのか。4月1日に。

(組合)

4月のときは。

(市)

だからそれは、なんだろう。ここで我々がその要因、欠員の要因について答える立場にはないと思っている。

(組合)

それも分かっている。

(市)

だからそれはここで我々が答えるというよりは、やっぱりこども青少年局で分析する話だし、もちろん、こども青少年局と我々の方で話をするべきことはあると思うが、その会計年度の欠員が生じている要因が何だというのを、ここで我々が何か答えるという立場はないかなと思っている。もちろん、給料表の水準についてどうだということについては、もちろん協議させていただくし、勤務労働条件なのでもちろんさせてもらうが、その欠員の要因分析みたいな話については、この場ではちょっと違う話かなと思っている。

(組合)

言っているのは分かるが、でも欠員になる原因が給料表の本当に低いというところ。でも正規も欠員が出ている。

(市)

正規は4月1日は埋まっていた。

(組合)

4月1日時点では出ていなかった。だけども、本来はもう欠員があつてはならないし、本当ならば会計年度じゃなくて、全部本務で雇ってほしいというくらいの。

(市)

それはまた別の話。どういう人を配置するかという話だと思う。

(組合)

どういうふうに考えているのかを教えてほしい。

(市)

要員を本来、ここを保育士を本務で埋めるのか、会計年度で埋めるのか。そこの是非について、なかなかこの、別に給料表の話ではないので、それが我々も人事なのか、こども青少年局なのかというのもあると思うが。そこはそこが適切に判断していると思う。それが適切じゃないというなら、然るべき所にちゃんと言ってもらった方がいいと思う。

(組合)

その然るべき所からどういう報告が来ているのか。

(市)

だからそれは我々に、こういう理由で会計年度を配置していると給与課に報告なんかない。そう思わないか。なんでこの配置基準、配置基準で。

(組合)

人が来ない原因として、青少年局からあまりにも低すぎるから何とかしてくれという話は来てないのか。

(市)

本務職員の部分に関しては、特段聞いていない。

(組合)

本務にしろ、会計にしろ。

(市)

会計年度のところは僕のところには話が来ないので分からぬ。

(組合)

本務職員のこと何も。

(市)

本務職員に関しては、こども青少年局としても、もちろん人事委員会の勧告等で出ているものに関して、民間との均衡でやっているというのは理解されているので、それ以上、何か上げるという話が何か具体的なものが来ているかというと、特に来てはいない。

(組合)

来ていない。

(市)

はい。たぶん、こども青少年局もその仕組みを理解されているのでというのもあるかもしれない。

(組合)

仕組みじゃなくて、現実問題として給料が低すぎるということ。そこが大きな原因の一つだと言っている。そこを何とか改善してと言っている。

(市)

民間との均衡というところで人事委員会が調査した結果なので、我々としては、一定均衡が図られている水準という理解のもとでやっている。

(組合)

保育士の場合、その比較の仕方がまともじやない。

(市)

それは前も言ったが、人事委員会の比較の仕方がおかしいとかいうのは、それはそっちにまた言ってもらつたらいいと思う。

(組合)

言い続けている。

人事委員会の勧告とかは、あくまでも調査の結果を勧告するだけであって、それを受け、現実、社会の情勢や生計費やなんやかんや、地方公務員法で書かれているような情勢も見ながら、国や他市の状況も見ながら考えて、大阪市としてどうすると判断するのが大阪市の仕事であって、人事委員会がこうだからそのとおりやるだけではいけないと思う。

(市)

もちろん、それを踏まえて我々が判断するというのはおっしゃるとおりで、判断としては大阪市の判断なので、ただ、我々がその保育士の調査結果というのが、おっしゃるように調査の仕方がおかしいとか間違っているという認識には立っていないということ。そこが一定、あちらも専門機関としてちゃんとやっていると思っている。我々は、そこに差があると思っている。それが先ほど書記長からもいくつかご指摘いただいたが、例えば勧告、今回勧告があって、勧告の 0.95%を全員にみたいなイメージかもしれないが、労働基本権制約の代償措置だから全員に 3,782 円上げて、上乗せ分についてはまた別途みたいな話だったのかと思うが、そういう理解か。

(組合)

うん。

(市)

それって、そちらがどういう認識に立たれるかというはあるが、我々からすると、それは勧告内容に反していると思っている。勧告内容というのは、民間と大阪市職員の全体の較差が3,782円なので、3,782円全員に配るというならいけると思う。較差の話だけで言うと。でもそこに上乗せしたら較差以上になってしまふので、そこは較差の解消というものになつてないので、勧告内容には反すると思うので、我々としてはそれはできないと思っていりし、財源不足の話もおっしゃったが、確かに過去には厳しい財政状況ということで、給与カット等に職員にご協力いただいたという過去があるのはもちろん承知しているが、今年度に関しては、特に財源が無いから何かをしないとは申し上げたことがないので、今年度の議論の中で財源不足がどうこうという話はちょっと。

(組合)

いや、財源はあると言つてはいる。

(市)

だから、あるから上げるとはならない。

(組合)

それを措置したらいいだけの話。

(市)

いやいや、財源があるから上げるとかじゃない。財源が不足しているから何かをしないということはないので、ちょっとまた違う話かなと思っている。最高号給滞留のところの話については、公民較差の話というよりは全体的な話になるので、早期に決着をお願いしているこの11月の上旬のところというよりは、後半戦のところでまたお話をさせていただきたいと思っている。先ほど、何歳で最高号給にいくのかというご質問もあったので、その最高号給のところの年齢の部分であつたり、そういったところについては後半戦のところで具体的な年齢や、そういったものもお示ししながら協議はさせていただきたいと思っている。あと、教員のお話もいろいろいただいたが、教員のところについては、基本的には事務分掌上も、教員の給与制度というものは教育委員会事務局の所管になっているので、そこは教育の方と、基本的には単組交渉になるのかもしれないが、お話をいただきたいと思う。あと、一時金、本給のところでできないのだったら一時金でという話もあったが、一時金も含めて勧告が出ているので、そちらの考え方とちょっと、そもそも違うというのは理解した上にはなる

が、一時金に関しては、民間の一時金の支給の月数というものを人事委員会で調査をして、その勧告がなされているので、月例給で上げられないのだったら一時金をさらにそれ以上という考えについては、そもそもこの人事委員会の勧告というもので公民較差の解消というところを重視している我々の立場からすると、月例給ができないから一時金を上乗せという考えには至ることはできないというのがお答えになる。

(組合)

そこもあれだが、よその市ではできている。勧告以上のことが。

(市)

どこか。

(組合)

去年だったら泉佐野市がプラスアルファ出している。

(市)

6月とかか。去年というか、今年か。

(組合)

去年。去年の勧告で、勧告が出て、その上での交渉で、去年の確定。

(市)

泉佐野市が、我々も政令市レベルとかは見るが、全国のどこかの一つの町村がやっているから何かというところは思わない。

(組合)

一つの例として挙げているだけ。例えばプラスアルファもある。

(市)

6月とか見た。泉佐野市が今年6月0.05上げている。プラスアルファしている。おっしゃるように。というのを見ていて、この秋、泉佐野がどうされるのかというのは分からぬが、我々の理解とすると、本年度12月って大阪市は0.1上げにいっている。今って、それが年間で4.4だから4.5にするために0.1上げにいっている。じゃあ仮に、この6月に0.05あらかじめ積んでいたとすると、それって年間で4.45渡しているので、じゃあこの12月ってたぶん0.1上がらないと思う。結局、先食いしているだけだと思う。理屈的には。泉佐野市がどうするのかはちょっと分からぬが。なので、それも何かちょっと、そこがやって

いるからという理屈もまたちょっと違う話なのかなという気がする。

(組合)

やっているからって、そこじゃなくて、市の考え方によってそういうこともできるということ。

(市)

できるできないで言うと、できる。条例でそうして議会で議決を得ればできる。

(組合)

だからそういうことを考えてという。

(市)

ただ、それは我々は市民の理解を得られないと思っている。議会でも説明できないと思っている。人事委員会の勧告で公民較差がある。だから大阪市の水準というのも労働基本権の代償措置というのもある、公民較差の解消というのもある。そういうものがやっぱり公務員の給与の決定の客觀性というのを支えるという理解をしているので、民間の水準に合わせるというので0.1上げるというのは、これからだが議会にも上げていくし、説明はできると思っている。市民の方にも説明ができると思っている。議論の中でどうなるかは分からないが。それをその公務員はプラスアルファで、民間よりももっと上げるというのは、なかなか我々はそれは説明がつかないと思っているので、だから法律的にできないとか申し上げているつもりはなくて、市民への説明もできないからやらないということ。

(組合)

我々は賃金のことだけ考えるのではなくて、公務員を上げることで、次の春の民間も上がってしていくし、公務員の賃金がいろんな制度に影響を与えていく中で、この賃金の上がらない国になってようやく上がり始めたところで、公務のところで上げることでまた次の民間が上がるじゃないか。

(市)

それは考え方の違いがあるので。

(組合)

我々はそうやって年間のサイクルで物事を考えて、我々だけの賃金だけじゃないし、ましてや今の物価高騰なんかで、我々が上げるだけじゃなくて、市民に対しても今のこの物価高騰の対策をとったらしい。2,500億近い財政上、貯金貯めこんでいるのだから。

(市)

それは勤務労働条件じゃないので、交渉ではお話はしない。

(組合)

金はあるということを言っている。それを使って、市民の対策に使ったらしい。両方、両面すれば、きちんと市民も理解してくれる。こっちだけやって、こっちやらないから。

(市)

そこはもうやっぱり立場の違い。立場の違いで、我々はどうしても先に民間があって、そこに合わせていくという考え方。我々の考え方というか、それが国なり、全国的に今、人事委員会勧告制度ってそうなっているというのがあると思う。それがいいのか悪いのかという話はあるかと思うが。今回の人勧とか見ても、じやあ大阪市だけがすごく低いのかと言うと、そちらの立場で言うと、そもそも勧告の数字が低すぎるというお話もいただいているが、国とか他都市とか見ても、大阪市だけが突出して低いということもないでの。

(組合)

今年は。

(市)

一定この水準というのは妥当な水準なのかなと思っている。そこで交渉でも書記長もおっしゃっていて、我々も前もお聞きしていたが、春闘の結果とかも見えて、全労連の数字って分かったか。

(組合)

調べる暇がない。すみません。

(市)

そのへんも見たりはしているが、そこはちょっと僕もまだ分析しきれていないし、全労連の数字もよく分からぬ部分はあるが、全体の水準として大阪市だけがおかしいと思ってはいないので、もちろんそちらのお気持ちというのもあるし、この間継続してお話もお聞きしているところで何ができるのかというのはあるが、今年度のその11月の給与改定の部分で言うと、今、この間申し上げている以上のものというのはなかなか難しいかなというのが、事務折衝レベルになるが、お答えにはなる。正式にはまた来週の本交渉でお示しさせていただくことになると思う。

(組合)

ケア労働者支援措置のことを発言した。それについては。

(市)

ケア労働者のところについても、令和3年度にすでに別途交渉もさせていただいてお答えしているとおりかとは思っているが、ケア労働者の関係の事業というのが国で行われているというのは承知しているとおりであり、当時の交渉でもお答えしたとおりだが、基本的にはこちらの考え方としては、そちらが納得いかないだろうなと分かっていながらお答えするのでちょっと心苦しいが、やっぱり民間の方で、人事委員会の方で調査をしているので、やっぱりそこの水準に合わせるというのが原則だと思っている。ケア労働者の処遇改善の事業において、民間の賃金、保育士の給料とかが上がっているというふうになれば、人事委員会の調査の方に反映されるだろうというお答えをさせていただいていて、昨年度、今年度についても保育士とかが上がっているというところで、その措置も踏まえた上で人事委員会の勧告を出してきているので、こちらの考え方としては、人事委員会において保育士の公民比較を行っているので、その結果を踏まえることが原則という考え方には変わりはない。

(組合)

交付税が措置されているはずという質問も、それは交付税だからそういう判断のもとにやるという答えか。

(市)

交付税の部分については管理運営事項だというふうにはなるが、ご説明としては、こちらも確認はしているが、総務省によると地方交付税の算定の基準需要額には含まれているとされているので、そちらがおっしゃるとおりだと思うが、ただ、その内容についてはまだ示されていないというのがある。こちらの考え方としては先ほど申し上げたとおり、やはりこの公民比較で行うというのを原則にしているので、本市の場合、基本条例においてもそうであるし、法律上の情勢適応の原則においてもそうだが、民間同一職種または相当する職種の給与水準を参考にするべきものとなっているので、補助金や地方交付税に連動して、給与水準を上げたり下げたりというようなものではないと思っている。

(組合)

だから、経過で言えば、そのケア労働者支援措置というのが出て、要するにこの間、コロナ以降、エッセンシャルワークというのが言葉としても定着して、つまり社会的必要労働。そういうふうに同じことをやってきたわけだが、その社会的評価を変えようと。そして、それに対するその賃金面での措置を変えようと言って、実際どうかは別だが、そういうふうに社会的にも国的にも出てきたけども、だから私たちはそのときに、そしたらすぐにしなさい

と、こういうふうに要求したと。ところが、市側は、要するにそのときも言ったし、それはそうだろうけど、市の立場からすれば、そういうことなら人事委員会が状況を把握して反映してくるだろうと。まあ言ったら。してくるだろうまでは言ったかどうか分からぬけど、その人事委員会が何も言っていない段階で私たちが上げるとか下げるとか、そういうことではないということだったので、ということは結局、本当にケア労働者支援措置というのは、言葉は悪いがまやかしで、人事委員会が正しく評価しなかったら上がらなかつたというものが現実。僕が言ったように、社会的必要労働、エッセンシャルワーカーに対する社会的評価が上がつたはずなのに、見合つていない。それに。現実は今。それは国も悪いのだろうけど、市相対、市相対って人事委員会も含めて、一体それはどう思つてゐるのかといふ話。こちら側から言へば。一定上がつてゐるところもあるし、上がつてゐる國もある。だけど、それで何も変わらないと。客観的に調査した結果はこうだつて、それでやるのだったら、社会的評価を上げたなんて嘘。だからちょっと失礼なまやかしといふ言葉を、別に市に言つてゐるのじやない。全体の話だから。いや、だからひどい。それが、さつき評価の話がちょっと出たが、はつきり言って、皆さんの直接の責任じやないけども、橋下市政以来、要するにそういうエッセンシャルワークのところに最も評価を下げて、賃金まで下げて、言つたら痛めつけてきたのが全国的にも大阪市、といふのが我々の評価。

(市)

そちらの評価はということ。

(組合)

こちらの評価は。それはそうだとは言えないだろうから。全体的な政策のことだから。そこでやつとコロナのことがあつたりして、社会的評価を高めようと。したがつて賃金も高めようと言つてゐるのに、それが何の動きにもならないといふのはひどい話だなと。こちらから言へば。だから、人事委員会にもつと厳しく言わぬといけなかつたなど、今になって反省している。意味は分かつてゐるのかと。国がこういうふうに言つたのは、社会全体の、世界的にも評価しているのに、それに対して何の措置も言わぬといふ、それで本当に労働者を守る立場の委員会なのかと、ここで言つても仕方がない。申し訳ない。だから今の構造で言へば、他の賃金の話も一切、人事委員会が言わぬ限りは何も言わぬといふ話だから、またもう一度、ちょっと前に戻つて、我々の主張は、いや、そんなこと言うけども、こんな昔の話だから出したらいけないのかもしれないけど、市長が言つて、上2.5%、下2.5%削つてやつたじゃないかと。人事委員会。そのおかげで3,000なんぼだったか、ちょっと正確じやないけど、結果として下がつたといふ話やら、その後、グラブス検定とかいろいろ出してきて、客観的な統計上の問題だと言つたけど、全国的にやっていないことを大阪市がやって避けてきた。人事委員会は。そして市としては。だから言い続けているわけ。独自にやろうと思ったらやれるでしょうと言つてゐる意味もそういう意味。だからといって、皆さん

が今日、今日というか、事務折衝や交渉の中で、はい、分かりました、改善しますと、それは言えないと思う。我々も同じ、こういう公務の世界にいる人間だから。私の場合だったら、教育委員会と交渉をずっとしてきたわけだけども。だから、はい、分かりましたと、それはならないけども、だからと言って、こちらも、はい、分かりましたとはならない。

(市)

それぞれに立場はある。

(組合)

しかも、このエッセンシャルワークというのは、これだけで世界的に評価されているのに、そこが一個も動かないというのは、なんとしてもということだし、もう一つだけちょっと付け加えると、今度、私は賛成はしていないが、保育園にしても、こども園。幼稚園型認定こども園を2つ、モデル的に入れるとなって、そこへ保育士の方が来られたら幼稚園給料表になると思うが、ただし、その内容的に言えば、今や幼稚園教諭でも、認定こども園にする限りは保育士資格を持っている方が望ましいと。現実に持っている方も多い。保育士の方でも、幼稚園の教諭の資格を現に持つておられることも事実上多くなっていて、その場合だったら、市としてはうまいこといくわけない。保育士来てくれたら、それで制度上も全然問題なく、幼稚園教諭資格も持っている、保育士資格も持っている。したがって、早くから来る子どもの保育もできるし、幼稚園教育もできるという建前だけど、僕はどちらも安易なやり方で、保育の質も落ちるし、幼稚園教育の質も落ちると思っている。いや、だから何を言いたいかと言うと、要するに幼稚園教諭よりもまだ低い保育士の給料もどうかと思うし、もはや小学校低学年と幼稚園教諭のところで、そんなにそもそも差があつていいのかということで、我々の要求というのは、小中学校教育職給料表に戻せという要求なんだけども、どちらにしても、世界的に言えば、もうこれも聞かれていると思うが、3歳ぐらいから投資する方が、言葉悪いけど、投資する方が後々の経済効果が上がっていると、そんなもう世界的に出ている話で、そこを担っているところの給料が低いというのは、本当にそれはちょっと考え方を改めてもらいたいなと思う。

あの岸田さんでさえ、今やもうコストカット、削減からの脱却。自らの責任は放り投げて言い始める中で、ぜひともこのところを、民間の調査だけではなくて、このときは制度として絶対的に上げなさいよということだから。経済対策のことも含めて。だから、そこで上げるべきだったと思う。もっと言えば、給料表も最低でも行政職のところに戻すべきだと思う。今年できなくても、ちょっと検討していただきたいと思う。

(市)

経過もあるというか、話なので、おっしゃったように、今この一席でどうだという話でもない部分もあるので、その辺りはまた継続的に協議をさせていただいて進めさせていただ

けたらと思う。

(組合)

継続的にということでおっしゃったからあれだが、今言ったみたいに、保育士の給料、本当に安い。低い。本当に劣悪。その中でも、保育士は一生懸命仕事はするし、やっぱり専門職で、本当に子どもたちの命も守る。今、全国的に配置基準の問題とかも言われていて、配置基準がすごく本当に、ずっと昔から変わっていない。本来、ちょっと考えてみてほしい。小さい子どもたちで、1歳なんかは6対1に1人の保育士。でも昔は大阪市は4対1、4対5という時代があった。本当に0歳の次の1歳って、歩く子もいれば、はいはいの子もいれば、よちよちの子もいればという、本当に目が離せない。それを4人と6人という差はすごく大きい。そういう問題が全国的にも出てきていた。今、委員長が言っていたように、ケア労働者の処遇改善でなんとかしないと、保育士が大変だと全国的にも言われて、それぞれの自治体で考えて検討してくださいということで言っていた。もうその保育士の置かれている状況が国挙げて言られている時代で、その中で本当に改善をしてほしい。だから今すぐ言ってどう、言われたからあれだが、方向性としてやっぱり元に戻してほしい。ちゃんと上げてほしいし、今さっきちょっと、ちらっと出たが、幼稚園教諭と保育士の、行ったらここに移るとなったときのこの金額を見たときに、もう保育士、がくつとして、私はここまで低いのかと。

(市)

教育かこども局から何か提案とかされて、別交渉でされているものか。

(組合)

だからもう本当にいろんな所で、保育士低い、低い、低い、低いって、私たちだけが言っているのではなくて、全国的に言われている中の給与改定。保育士の部分で、確かに若いメンバーにはあれしているけれども、中堅クラスが本当に少なくなっているのだけど、やっぱりその担っている部分で、やっぱりそのちゃんと専門職の資格を持っている、そういう給料表に本当に変えてほしい。だからせめて、そこに雇われているのならプラス1万とか2万。本当にそれは。でも今さっきちらっと、財源はある。

(市)

財源があるとは言っていない。財源があるからでやっているわけじゃないという話で。

(組合)

でも財源はある。

(市)

あると思っていらっしゃるという話。我々も財源がどうだという話はしているつもりはない。

(組合)

やっぱりどこに力を入れるか。皆が一生懸命働いて納めている税金を、誰のために、何のために使うかと言ったら、市民のために、そこで一生懸命働いている職員のためにというの。やっぱりそれだけ今、声が上がっている。だから政令市、大阪市がどんな給料表をあれしてくるのかと注目されているし、ちょっと検討をもう一回してほしい。

(市)

公民較差の部分、離れて、何か今、方向性を示せるものではないというはあるが、もちろん、この間もいただいているし、継続的に協議させていただいて、何ができるのかというはあるが、そこは、公民較差の部分に関しては来週のところでご判断をお願いしているが、それで別に交渉すべてが終わるという意味ではないし、後半戦のところもある。その後、また春闘や引き続き協議させていただく話になるので、そういったところで引き続き、協議をお願いできたらと思っている。

(組合)

非正規のところ。

(市)

非正規の方とメンバー入れ替えさせていただく。